

お知らせ板

発行 朝日町役場 〒990-1442 山形県西村山郡朝日町大字宮宿 1115 編集 政策推進課
朝日町ホームページ <https://www.town.asahi.yamagata.jp> TEL 67-2112
FAX 67-2117

飲食店等緊急支援給付金（第3弾）を交付します

長引く新型コロナウイルス感染症の影響を受け、売上減少が続き厳しい経営状況にある町内飲食店等に対し、事業継続を支援するため給付金を交付します。

▶対象者

町内に店舗を有し、次のいずれにも該当する事業者

- (1) 業種（次のいずれかに該当）
 - ①飲食店、宿泊施設（宿泊を伴わない宴会や飲食サービスの提供を行っている施設）
 - ②タクシー事業（福祉輸送事業限定を除く）
- (2) 令和3年12月から令和4年4月までの間のいずれかひと月の売上が、次のいずれかの期間
 - ①平成30年12月から平成31年4月
 - ②令和元年12月から令和2年4月
 - ③令和2年12月から令和3年4月の同月比で20%以上減少していること

（宿泊施設の場合は、宿泊を伴わない宴会や飲食サービスに係る売上で比較）

- (3) 申請時点においても事業を行っており、また給付金の受給後も事業継続する者

▶給付金額

令和3年12月から令和4年4月のうち、いずれかの期間と比較し、最も売上減少額が大きい月の減少額の40%を支給

▶申請期限

7月15日（金）

▶問合せ先

総合産業課 商工観光係
☎67-2113

3歳未満児を在宅で保育する家庭に応援金を交付します

令和4年4月から、3歳未満の乳幼児を在宅で保育する家庭に、経済的支援及び子どもとの愛着形成の深化を目的に応援金を交付します。

▶乳幼児の定義

町内に住所があり、現に居住している満7か月から3歳に達して最初の3月31日を迎えるまでの子ども

▶支援対象（全て該当する家庭）

- ①家庭で乳幼児を保育する保護者
- ②町内に住所があり、現に居住している
- ③対象の乳幼児と同居・監護し、生計を共にしている
- ④対象の乳幼児が保育施設等を利用していない

▶応援金額と支給月

- ①月額 10,000円
- ②支給月：8月（4月～7月分）
12月（8月～11月分）
3月（12月～3月分）

▶申請期限

振込先の口座が分かる通帳等を持参のうえ、各支給月の前月末まで担当課に申請してください。（申請書は担当課にあります）

▶担当課・問合せ先

健康福祉課 子育て支援係
☎67-2156

休業事業主社会保険料等支援助成金を交付します

国が特例措置として実施する雇用調整助成金及び緊急雇用安定助成金の支給を受けた町内事業所に対し、休業に係る従業員の法定福利費に対する事業主負担について、助成金を交付します。

▶対象者

雇用調整助成金等の支給決定を受けた町内事業所

▶助成内容

雇用調整助成金及び緊急雇用安定助成金の支給決定額（教育訓練加算額は除く）の10%

▶その他

令和4年3月1日から6月30日までの間の休業に係る申請期限は、令和4年9月30日になります。（今後、国の特例措置の期間が延長された場合は、町の対象期間も延長される場合があります。）

▶問合せ先

総合産業課 商工観光係 ☎67-2113

オンライン山形県妊活不妊セミナー

今年4月から特定不妊治療の保険適応がなされたことでどのように変わるのか、治療法など不妊治療を始めるにあたってのセミナー。申し込み不要。参加無料です。

▶日付

5月29日（日）午前10時～午前11時30分
（Zoom入室開始時間：午前9時30分）

▶Zoomミーティングルーム

ミーティングID：946 5519 1605
パスコード：0000

▶主催

山形県不妊専門相談センター
山形大学 産婦人科学講座

▶問合せ先

山形県不妊専門相談センター
☎023-628-5571

猫の不妊・去勢手術について補助を行います

飼い主のいない猫の増加を防止し、生活環境の向上を図るため、個人、団体等が行う飼い猫又は飼い主のいない猫、多頭飼育猫の不妊手術又は去勢手術に要する費用について予算の範囲内で補助を行います。

▶補助対象事業

メス猫の不妊手術、オス猫の去勢手術 ※令和4年4月1日から行った手術を対象とします

▶補助金の額

	補助金額	補助金の上限額	
		メス猫の手術	オス猫の手術
飼い猫	手術費の1/3	10,000円	5,000円
飼い猫以外	手術費の全額		

※補助対象経費が上限に満たない場合は、その実費額が補助金の額となります。

例：メス猫が12,000円の不妊手術を行った場合

飼い猫 12,000円 × 1/3 = 4,000円

飼い猫以外 10,000円（上限額）

▶申請方法

手術実施前に総務課 危機管理対策室に申請してください。

※すでに手術を行った場合も、問合せ先にご相談ください。

▶問合せ先 総務課 危機管理対策室 危機管理環境係 ☎67-2111

【朝日町りんご俳句大会】 守谷茂泰氏 選

銅賞「りんごたべみつとえがおがあふれだす」 西五百川小6年 若月 莉穂

銅賞「真っ赤な実キュッと磨いていただきます」 朝日中2年 菊地 舞

成年年齢が18歳に引き下げられました

▶成年年齢はいつから変わるの？

日本での成年年齢は民法で定められています。民法改正により令和4年4月1日から成年年齢が20歳から18歳になりました。令和4年4月1日に18歳、19歳に達している方はその日から新成人となります。

生年月日	新成人になる日	成年年齢
平成14年4月1日以前生まれ	20歳の誕生日	20歳
平成14年4月2日～ 平成15年4月1日生まれ	令和4年4月1日	19歳
平成15年4月2日～ 平成16年4月1日生まれ	令和4年4月1日	18歳
平成16年4月2日以降生まれ	18歳の誕生日	18歳

▶成年に達するとなにが変わる？

成年になったらできること	20歳にならないとできないこと
<ul style="list-style-type: none">○親の同意がなくても一人で契約ができる<ul style="list-style-type: none">・携帯電話の契約・一人暮らしの部屋を借りる・クレジットカードをつくる・ローンを組む など○10年有効のパスポートの取得○公認会計士や司法書士、医師免許、薬剤師免許などの国家資格を取る○結婚可能年齢が男女ともに18歳になる (※経過措置あり、詳細は問合せを)○性同一性障害の人が性別の取り扱いの変更審判を受けられる など	<ul style="list-style-type: none">○飲酒をする○喫煙をする○競馬、競輪、オートレース、競艇の投票券(馬券など)を買う○大型・中型自動車運転免許の取得○養子を迎える など <p>詳しくは、政府広報オンラインをご覧ください。</p> 

▶成年に達して一人で契約する際に注意することは？

成年に達すると、親の同意がなくても自分で契約ができるようになりますが、契約の知識や経験が少ないために、消費者トラブルに遭いやすくなるので注意が必要です。社会経験に乏しく、保護がなくなったばかりの成年を狙い撃ちにする悪質な業者もいますので、おかしいと思ったら一人で抱え込まず、すぐに山形県消費生活センター(☎023-624-0999)に相談をしましょう。

▶問合せ先

税務町民課 住民生活係 ☎67-2119

町立図書館臨時休館のお知らせ

春季消防演習の開催に伴い、5月22日(日)は臨時休館します。

大変ご迷惑をおかけいたしますが、皆様のご理解とご協力をお願いします。

▶問合せ先 町立図書館 ☎67-2118

おさがり交換会のお知らせの訂正

4月28日発行のお知らせ板「子ども服&絵本おさがり交換会のお知らせ」について一部誤りがありましたので訂正いたします。

誤：開催日時 7月3日(日)

正：開催日時 7月2日(土)

▶臨時休館日 5月22日(日)～5月25日(水)
▶問合せ先 高齢者生産活動センター(いもがわ温泉)
☎67-7249

古民家マルシェ「すんたく市」を開催します

星の会では今年も古民家マルシェ「すんたく市」を開催します。古民家の庭で買い物したり、木陰で軽食を摂ったり、ワクワクのんびりとした時間をお楽しみください。

▶場所

新宅(すんたく)今井家「宿のやかた」
(前田沢交差点すぐ)

▶日程

6月～10月までの第1土曜日(8月は開催なし)
午前10時～午後2時

▶内容

ハンドメイド作品、骨董品、農産物、菓子、グルメ、
などの販売、メダカすくい、射的など

▶6月4日(土)同時開催イベント

「古民家落語 ～笑いの高座～」

午後1時～午後2時

入場料500円

▶その他

新型コロナウイルス感染症予防のため、マスク着用でご入場ください。なお、感染状況によっては中止となる場合もありますのでご了承ください。

○マルシェの新規出店も大募集

1回だけの参加でも大歓迎です。気軽にご連絡ください。

▶問合せ先 星の会 成原千枝 ☎67-2636

軽自動車税の納税証明書の交付について

令和4年度軽自動車税の納期限(口座振替日)は5月31日(火)です。軽自動車税を口座振替またはスマートフォンアプリで納期限までに納付された方には、6月中旬に「継続検査(車検)用の納税証明書」を発送予定です。

口座振替またはスマートフォンアプリで納付された方で、6月中旬まで車検のために納税証明書が必要な場合、納税証明書の交付は以下のとおりとなりますので、ご注意ください。

▶納期限以降に総合窓口にて納税証明書の交付を希望される方

納付確認のため、おおむね6月10日頃までは交付に通常よりも時間を頂戴しております。なお、窓口にて通帳またはスマートフォンにて納付したことが確認できましたら通常どおりの時間で交付することができます。

▶納期限前に納税証明書が必要な方

納付書にて納付していただくと、領収証書の右側が納税証明書となります。納付書にて納付を希望される方には納付書をお送りしますので、下記の問合せ先までご連絡ください。なお、納付書で納付された場合でも、自動的に口座振替が停止されないため、二重納付となる場合があります。二重納付となった方には後日、手続きについての通知をお送りします。

▶申請・問合せ先

税務町民課 税務係

☎67-2107

犬と猫のマイクロチップ登録制度について

令和4年6月1日から、ブリーダーやペットショップ等で販売される犬や猫について、マイクロチップの装着が義務化されます。飼い主になる際には、ご自身の住所や氏名の登録が必要となります。なお、現在飼っている犬や猫については、マイクロチップの装着は義務ではありません。

マイクロチップ登録制度の詳細については右記にお問い合わせください。

▶問合せ先

公益社団法人 日本獣医師会

☎03-6384-5320

メール: infomc@nichiju.or.jp

日本獣医師会ホームページ

リンク用二次元コード▶

